

令和5年度えひめグリーン・ツーリズムプロモーション事業 仕様書

1 事業名

令和5年度えひめグリーン・ツーリズムプロモーション事業（以下「本事業」という。）

2 事業目的

県内農林水産業者等が経営する、農山漁村の優れた地域資源を活用した愛媛型グリーン・ツーリズムの体験メニュー及び農林漁家民宿等（以下「体験メニュー等」とする。）について、その魅力を発信するパンフレットを制作する。また効果的なPRプロモーションを行い、都市部等から農山漁村への誘客促進に繋げる。

3 事業期間

契約締結の日から令和6年3月6日（水）まで

4 業務内容

下記の内容に係る事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。ただし、対象となる体験メニュー等の募集及び決定は県が行う（10～15者程度）。

(1) パンフレットの制作

① 主な掲載内容

- ・掲載施設の基本情報
- ・掲載施設の位置関係を一覧で分かりやすく示した県内全域図
- ・えひめグリーン・ツーリズムナビホームページの紹介、及びホームページに係る情報
- ・その他有益な情報

② 主な業務内容

企画から制作、納品までに必要なすべての作業工程における制作ディレクションと進行管理業務を実施することとする。

- ・誌面の企画立案
- ・制作に必要な取材、撮影、データ収集（掲載施設からの既存写真の収集を含む）、原稿作成、デザイン、データ制作、校正（掲載施設への内容確認を含む）、印刷業務
- ・取材、撮影、原稿作成を行うにあたっての掲載施設への連絡調整、確認
- ・版下データ作成
- ・校正作業、色校正のチェック
- ・印刷
- ・成果物の提出

③ 仕様・企画等

ア カラーで制作すること。

イ 総ページ数は特に指定しないが、見やすくするため、極力1ページにつき2施設以内とすること。

ウ パンフレットのターゲットは家族、友人、一人旅など個人旅行者とする。

エ 閲覧者に来訪意欲を喚起するような内容とし、写真や配色、構成の工夫など、視覚的にも興味を持たせるようなものとする。

オ 施設の基本情報は次のとおりとする。なお、閲覧者に有効な内容とするため掲載内容を加えることや、表現方法を変更することは差し支えない。

- ・施設紹介写真
- ・施設紹介コメント
- ・実施できる体験等
- ・郵便番号、住所
- ・問合せ先（電話番号、メールアドレスなど）
- ・ホームページ「えひめグリーン・ツーリズムナビ」(<https://ehime-gtnavi.jp/>)
内の掲載施設の紹介ページQRコード
- ・営業時間（宿泊施設の場合はチェックイン、チェックアウト時間）
- ・営業期間及び定休日
- ・宿泊施設の場合は宿泊可能人数

- カ 施設紹介の写真については、1施設2点以上とし、施設の魅力を引き立てる画像(体験の様子や施設設備だけでなく施設周りや施設からの景観、提供料理等でもよい)を掲載すること。
- キ 施設紹介コメントについては、取材等により、施設の魅力を引き立てる内容となるよう工夫すること。
- ク 作成に当たってのデザイン、編集の方針については、愛媛県と協議の上、原案を作成し、それらを愛媛県に提示し、愛媛県の承諾を得て制作業務に移行するものとする。
- ケ 校正は原則2回以上、愛媛県が校了と判断するまで行うこととする。
- コ パンフレット印刷について、効果的なサイズを提案すること。印刷物の納品部数は2,000部とする。
- サ パンフレットは、印刷物とするほか、インターネット上に掲載して活用することを念頭において制作すること。
- シ パンフレットに含まれるすべての画像（アイコン、マップ等を含む）については、委託成果物であるパンフレットでの使用のほか、当該著作物の利用目的の実現のために、県や県の許可したホームページ、SNS、動画、チラシ、パンフレット等で広報資材として受託者への許可なく使用することができるものとする。そのため、施設の所有者や、特定可能な個人の画像についてはその被写体に対し、その旨事前に書面で許可を得ること。

(2) プロモーションの実施

デジタル広告、SNS、雑誌等の媒体を複数活用し、体験メニュー等について幅広い客層に対する効果的なプロモーションを実施すること。なお、体験メニュー等実施者及び県への内容確認も業務に含む。

また、ホームページ「えひめグリーン・ツーリズムナビ」(<https://ehime-gtnavi.jp/>)への誘導を図ること。

① 主なプロモーション内容

ア 体験メニュー等の写真

- ・受注者が撮影した写真や、体験メニュー等実施者へ提供を依頼して得た写真などを適宜使用すること。また、愛媛県の保有する写真は提供可能である。フリー素材等の使用は差し支えない。
- ・写真の内容は、状況に応じて風景、人物、体験メニュー等の特徴となる農作物等の中からPR効果が高い素材とすること。

イ 体験メニュー等の概要紹介

- ・体験メニュー等の特徴を表した訴求力の高い内容とすること。
- ウ 各体験メニュー等につき、本プロモーションにより来場する利用客に対する特典（割引クーポン、お土産その他）を付与すること。

- ・特典の内容は、県が取りまとめを行い、受託者に提供する。

エ 体験メニュー等の基本情報

- ・4（1）③オに記載する基本情報やその他の情報について、閲覧者にとってわかりやすい内容となるよう工夫して、必要に応じて掲載することとする。

②実施回数

- ・年度内に季節を分けて複数回プロモーションすること（回数は任意とするが、2回以上とする）。
- ・シーズンに応じて時期の合った体験メニュー等のプロモーションを行うこと。

③ターゲット

- ・プロモーション全体または実施する内容にあわせてターゲットを設定し、ターゲットにあわせた効果的なプロモーションを提案すること。

④数値目標

- ・本事業の成果を分析するために有効な指標について、効果検証スキームやKPIを提示すること。
- ・プロモーションの効果を図るため、随時数値データの収集を幅広く行うこと。また、事業実施期間においてもその効果検証結果を以降のプロモーション方法に反映させることで、本事業の効果の最大化を図ること。
- ・効果検証結果や数値データは、業務実績報告書等において報告すること。また、事業完了前においても、愛媛県の求めに応じて情報収集し報告を行うこと。

⑤その他

- ・プロモーションの媒体や配信方法については、本事業の効果の最大化を図れる方法を選定の上、提案すること。

(3) 成果品の提出

① 業務実績報告書 1部

② パンフレット

- ・印刷物 2,000部
- ・版下データ（Adobe Illustrator で再編集可能なデータとすること。） 1部
- ・PDF データ（元データに加え、ホームページへの掲載用としてファイルサイズ1.5MB未満のものを作成すること。） 1部
- ・写真データ（取材により撮影した写真（パンフレット未掲載のものを含む）及びパンフレット掲載写真（提供を受けたものを含む）） 1部

なお、納品する電子媒体は、最新のウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行うこと。

(4) その他追加提案

提案者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

5 著作権等の取扱い

(1) 著作権者等

今回の業務委託により作成される成果物の著作権、所有権、その他一切の権利は、愛媛県及び愛媛県グリーン・ツーリズム推進協議会に帰属するものとする。

成果物は、愛媛県及び愛媛県グリーン・ツーリズム推進協議会が自由に二次使用（印刷物の作成、ホームページへの掲載等）できるものとする。

愛媛県及び愛媛県グリーン・ツーリズム推進協議会は著作権法第20条（同一性保持）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

（2）第三者への使用許諾

今回の業務委託により作成される成果物の第三者への使用許諾は、県内のグリーン・ツーリズムの誘客促進に資し、適当と認められる場合に限り、愛媛県及び愛媛県グリーン・ツーリズム推進協議会が行うものとする。

（3）権利関係の処理

① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利について交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

② 受託者または愛媛県が以前から所有していた画像等を使用する場合も前記のとおりとする。

第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

③ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県と受託者での協議のうえ、処理することとする。

6 その他留意事項

（1）受託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、愛媛県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。

（2）取材、撮影等に伴う経費（体験料、宿泊料、交通費等）は、全て委託料に含むものとする。

（3）ホームページ「えひめグリーン・ツーリズムナビ」のGoogleアナリティクスについて、委託候補者に選定されたものに対しては、委託候補者に選定された旨を通知した日から、最長で令和5年3月3日（事業完了）までの期限付きで参加事業者のGoogleアカウントをユーザー登録し、ホームページの閲覧状況を共有することを可能とする。なお、ユーザー登録を希望する場合は、「登録を希望するGoogleアカウントのGmailアドレス」と「登録を希望する期間」を事務局まで連絡することとする。

（4）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県と協議の上処理するものとする。

7 納入期限

令和6年3月6日（水）

8 納入場所

愛媛県農林水産部農政企画局農政課（6次産業化推進グループ）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

【参考：想定スケジュール】

6月上～中旬（予定）	企画審査、委託候補事業者の選定 体験メニュー等の参加事業者の決定
～6月下旬（予定）	体験メニュー等の情報提供（県⇒受託者） 委託候補事業者との契約締結に係る協議
～7月上旬（予定）	委託事業者との契約締結

以上